

新行動計画 第2章 素案

1. 主要行動：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）

- ・国は、我が国における外来種対策を総合的に推進する主体として、都道府県は当該都道府県の区域全体に係る外来種対策を推進する主体として、それぞれ、積極的に外来種の分布及び被害等状況に係る情報や防除技術等に係る科学的データを収集し、それらに基づき対策に係る全体戦略を立てることが重要。その過程のいずれの段階においても、既存の情報や、専門人材や資金等を有効かつ的確に活用することが求められる。
- ・戦略では、何のための外来種対策なのか全体の目的を明確にした上で、個々の外来種の対策優先度及び目標（根絶、拡大防止、低密度化等の最終目標及び段階的な目標）を設定する。
- ・対策優先度の設定においては、定着段階（定着初期、分布拡大、まん延等）及び被害状況（大きさ、深刻度、規模から評価）、対象種や対象地域自体の特性、実施手法及び体制等の整備可能性を加味し（「生態系被害防止外来種リスト」も参考にされたい）、対策の内容・手法（実行可能性・実効性・効率性）も評価した上で、優先度の高い対象種・内容・手法を選択する。
- ・国及び都道府県が作成した戦略は関係主体へ適切に共有し、戦略実行に当たっての連携体制を構築する。当該戦略に基づき、関係主体は、具体の対策に係る戦略等を作成しても良い。とりわけ、日常的に外来種に関わっている企業・団体、個人等は自主的に、所有地及び管理地における外来種対策、所有・管理する外来種の取扱方針について重点的に整理するなどしておくことが望ましい。
- ・各主体は、定期的に具体の対策実施状況について振り返り、戦略の進捗、対策の効果、課題等を評価の上、その見直しを図る。

【あるべき姿】

- ・全国の都道府県において外来種対策を含む生物多様性地域戦略や条例、外来種リストにより対策の優先度が把握されている。また、その優先度を鑑み、具体の対策に係る戦略（防除計画等）が作成され、適切な予算、人員等の配分のもと、実行されている。
- ・日常的に外来種に関わっている企業・団体（運輸業に係る企業等）において、外来種対策に係る方針等が作成されている。

【主な行動主体及びその行動】

- ・国は、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストにて我が国全体の外来種対策の目的及び目標、優先度を明確化し、関係主体へ適切に共有する。また、都道府県における戦略作成について、専門性の観点から人員・情報、及び資金の面から継続的に支援する。情報面の支援に関しては、対策の優先度設定や評価等に係る手法や考え方を早急に整理し、都道府県他関係主体に提示する。
- ・都道府県は、各種情報を積極的に収集の上、管轄内の外来種対策に係る戦略を作成し、関係主体へ適切に共有する。
- ・市町村その他主体においても、国及び都道府県が作成する戦略に基づき対策の在り方を整理

39 し、必要な対策を実行する。その中で、戦略等の評価及び見直しに向け、その効果等に係る情
40 報収集を随時行う。

41 **2. 主要行動：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）**

- 42 ・全国民が外来種に関わる可能性があり、対策を行うべき行動主体であるという認識のもと、
43 特定外来生物に係る法規制を遵守し、その他国内の生態系等への被害をもたらす種含
44 めて外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を念頭に対策に係る行動を
45 取る。
- 46 ・外来種による国内の生態系等への被害の大小により対策の必要性が導かれ、定着段階、防
47 除手法の有無等により具体の対策内容や確実性が導かれる。「生態系被害防止外来種リス
48 ト」（以下、「リスト」とする。）掲載種を中心に具体的な行動を取ることが望ましい。掲
49 載種のカテゴリ区分に応じて取るべき行動は以下のとおりとする。

50

51 **①定着予防外来種：国内の野外定着を防止する。**

52 **【共通行動】**

- 53 ・法規制（特定外来生物／要緊急対処特定外来生物等）等の遵守を含む外来種被害予防三原
54 則の徹底。
- 55 ・侵入・定着状況のモニタリング及び早期対処。
- 56 ・国内由来外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱への認識及び配慮の深化。

57

58 **1) 侵入予防外来種：国内侵入を防止する。**

59 ○意図的な導入種に対しては法令及びリストに基づき、「入れない」の徹底。法規制がな
60 い外来種は、各主体による慎重な評価・判断に期待。やむを得ず入れる場合でも、導入
61 量の抑制や代替法の検討の実施や、逸出防止等の適切な管理により「捨てない」を徹
62 底。

63 ○非意図的に侵入する可能性がある種に関しては、関係者による日常的な侵入予防の徹
64 底と、全社会的なモニタリングの徹底。

65 *輸入時の非意図的導入に対しては、あらかじめ注意すべき種の侵入経路を特定し、
66 侵入する可能性がある拠点を中心とした関係者連携によるモニタリング及び侵入予
67 防策の実施。

68 *輸入機材（船舶等）について型式指定（バラスト水処理設備を搭載等）、定期的な立
69 入検査の実施などで水準向上を図る。船体付着に伴う非意図的な導入に対しては、化
70 学的環境リスクと外来種侵入リスクのバランスを踏まえ、防汚塗料の評価、開発等を
71 進める。コンテナについては、外来種の忌避剤を入れるなど非意図的導入リスクを下
72 げる取組を行う。

73 *上記2点について、国際連携・相互理解も必須であるとの認識のもと、輸入品生産、
74 輸出国での移動段階から一連の予防策を展開。細心の注意を払う。

75

76 **2) その他の定着予防外来種：国内の野外定着を防止する。**

77 ○意図的に導入する種は、可能な限り屋内で飼育、栽培等し、「捨てない」を徹底。やむ
78 を得ず野外利用する場合は、利用箇所以外への拡散防止を徹底。やむを得ず飼養等で

79 きなくなつた場合でも、譲渡しによる他者での受入れや、処分を徹底。
80 ○非意図的に侵入した種については、侵入情報の早期共有により、関係者連携による初
81 期防除を徹底し定着を防ぐ。同時に、未侵入地域（特に近隣地域）への警戒発信。定着
82 予防後も、定期的な再発防止策をとる。

83

84 **②産業管理外来種：産業利用を、適切な管理の下で行う。**

- 85 ・屋内管理時の逸出等防止策、処分時の適正な処理等含む適切な利用方針のもと、それに準
86 じた利用の徹底。野外での非意図的な分布拡大や被害の有無を随時モニタリングし、その
87 結果に応じて、被害箇所での防除、代替種の利用、利用手段の改善等を積極的に検討。
- 88 ・緑化植物については、国・民間団体等が提示している技術的指針も踏まえた利用の徹底。
89 国内由来の外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮。

90

91 **③総合対策外来種：被害防止のため防除等を実行する。**

92 **【共通行動】**

- 93 ・防除の優先度に基づく戦略的で着実な防除の実施による、確実な防除目標の達成。その際、
94 情報、人材、技術、資金等を有効活用。
- 95 ・最新の分布情報や対策の成果について、積極的に蓄積。
- 96 ・新たな飼養個体について「捨てない」、野外個体について「拡げない」を徹底し、とりわけ、
97 未侵入地域ではそれらの普及啓発を積極的に実施。やむを得ず管理できなくなつた場合で
98 も、譲渡しによる他者での受入れや、処分を徹底。
- 99 ・国内由来の外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮。

100

101 **1) 緊急対策外来種：野心的な防除目標を設定の上、積極的に防除する。**

- 102 ・種の特性、分布、定着段階及び被害等の状況を把握・分析の上、野心的な防除目標を設
103 定し、防除成功事例や科学的知見を踏まえつつ、既知の防除手法により、積極的な防除
104 を実行する。
- 105 ・とりわけ定着初期の種については、根絶を目標とし、短期集中で総力を挙げた防除に
106 取り組む。分布拡大期やまん延期の種においても、地域の状況に応じて地域根絶や低
107 密度管理を目標として防除に取り組む。
- 108 ・公のみならず民も含めて、多様な主体の人・金・モノ・情報の連携により、強力に防除
109 を押し進める。
- 110 ・定期的なモニタリングにより防除の成果を把握し、計画を見直して、順応的に対応す
111 る。
- 112 ・種の防除のみならず、防除に資する自然環境整備にも注力。
- 113 ・防除実績の記録及び発信により、防除手法や体制の改善等につなげる。

114

115 **2) 重点対策外来種：防除に係る知見の蓄積と、実行可能な範囲での防除を同時に進める。**

- 116 ・防除の実行に不足する知見を整理の上、近縁種に係る知見等を参考に、防除手法や体

117 制を検討。対策実現性の向上に努める。
118 ・できることから実践（挑戦）することが肝要。

119

120 3) **その他の総合対策外来種**：地域ごとの被害状況や対策の実行可能性に応じて、必要な
121 対策を行う。

122 ・【共通行動】で掲げた行動の実施に加え、地域ごとの被害状況や対策の実行可能性に応
123 じて防除の実施について検討し、対策が必要と判断された場合には、1) 及び2) に準
124 じた行動を実施する。

125

126

127 **【あるべき姿】**

- 128 ・国民が外来生物法の規制内容を知っており、遵守している。
- 129 ・条件付特定外来生物（アメリカザリガニ、アカミミガメ）を飼育する国民は、適正管理に向け
130 た対策を実行している。飼育していない国民においても、規制内容を知っており、安易な飼育
131 をしないよう留意している。
- 132 ・外来種対策に係る機関内、機関外での協力体制が確立している。
- 133 ・要緊急対処特定外来生物（ヒアリ等）への対策として、各港湾において関係事業者による早期
134 発見、早期対処とそれを実施するための体制が確立している。
- 135 ・定着防止、地域根絶、低密度管理等の対策成功事例が各地で発生し、共有されている。

136

137 **【主な行動主体及びその行動】**

- 138 ・全ての主体は、特定外来生物に係る法規制を遵守する。また、その他の生態系被害防止外来種
139 リストに掲載されている外来種、地域毎に整理されたリスト等に掲載されている外来種を含め
140 て、外来種被害予防三原則を念頭においた行動を取る。非意図的にでも外来種の侵入・定着、
141 拡散等に関わる可能性があるという意識のもと、特に生物多様性の保全上重要な地域等におい
142 ては、外来種の導入を未然に防ぐための行動を積極的に行う。
- 143 ・国は、全ての主体による法規制の遵守を適切に管理する。新たに被害をもたらすことが判明し
144 た種で法規制が必要な場合には、特定外来生物に指定する。更にリスト掲載種について、各主
145 体による適切な行動を誘導する。
- 146 ・地方公共団体は、必要に応じて条例等にて国内外来種を含む外来種に係る取扱いを定め、国に
147 準じ、各主体によるその遵守を適切に管理する。
- 148 ・全ての主体は、正しい知識のもと、生態系等への被害の状況に応じて野外の外来種の防除を
149 積極的に行う。
- 150 ・国及び都道府県は、それぞれ求められる役割の範囲において、全ての主体が行う防除について
151 適切に管理し、作成した戦略等に沿った防除が実行されていることを確認する。また、人員・
152 技術・情報・資金等可能な限りの資源を以てそれら防除の実行を支援するとともに、多様な主
153 体の協力・参加による連携を推進する。それらの進捗状況を把握し、段階的な防除の目標の達
154 成度を測り、現状の防除活動により段階的な目標が達成されている場合でも、一連の対策の最

155 終目標は根絶にあることを忘れず、更なる防除の推進を図る。
156 ・各主体は、法の責務規定も踏まえつつ、外来種の管理及び防除等において他の主体と連携・協
157 力する。とりわけ、定着予防外来種のうち対策緊急度の高い種については、侵入する可能性の
158 あるエリアや侵入させる可能性のある手段の管理者始め他の主体と協働し、日常的な侵入予防
159 に細心の注意を払うとともに、侵入が確認された場合には、速やかな確認、防除の開始におい
160 て、技術、資金等の面で更に多くの主体を巻き込む。また、分布の先端地域においては定着地
161 域とその隣接する地域との間で連携して防除に取り組む。

162 3. 基盤行動：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

- 163 ・全国民が対策に係る行動主体であるという認識のもと、全国民が外来種そのもの及び対策に関
- 164 して体系的な知識を身に付け、理解をする。得た知識に基づき、必要に応じて適切な形で周囲
- 165 を巻き込みつつ、適切な行動を開始する。まずは個々人が基本的な理解に基づき外来種被害予
- 166 防三原則を遵守することが肝要であり、その先に発展的な理解に基づく防除活動への参画があ
- 167 る。それら理解及び行動の長期的な繰り返し及び高度化において専門的な人材の育成も図って
- 168 いく。普及啓発の対象、手段、内容等は、その目的（知る、理解する、行動するの3段階）に
- 169 応じて適切に設定される。
- 170 ・短期的には、普及啓発や育成に係る行動含めた様々な行動の計画及び実行において、既にある
- 171 専門人材及びそのノウハウ等を有効活用する。
- 172 ・とりわけ外来種の防除に係る計画作成、実行等に関しては、高度な専門的知見が必須であるた
- 173 め、既存の専門人材の活用及び長期的な専門人材の育成を行っていく。
- 174 ・上記を通じた、外来種対策に係る全社会的なコミュニケーションの活性化を図る。
- 175 ・外来種に係る方針や科学的データ等の所有者は、それらの更新及びアクセスの簡易化等を図
- 176 る。

177 **【あるべき姿】**

- 179 ・国民が外来種の脅威と防除の必要性を理解している。
- 180 ・国民が外来生物法の規制、リストカテゴリと取るべき行動の概要を理解している。
- 181 ・防除活動への参加等、国民が外来種対策に係る行動を開始している。
- 182 ・関係する土地や施設等において、常時、外来種の侵入・定着状況への留意がなされている。
- 183 ・専門人材が各地域に配置されている（既存の専門人材との連携体制が構築されていれば良
- 184 い）。

185 **【主な行動主体及びその行動】**

- 187 ・国は、外来生物法、行動計画、リスト及びその他関連する計画等について関係主体へ適切に共
- 188 有する。広く国民における認識及び理解の深化を目指し、パンフレット等で分かりやすく発信
- 189 する。とりわけ多くの主体による対策が必要なアカミミガメ、アメリカザリガニ等への理解醸
- 190 成に向けては、動画や教育機関への情報提供等も通じて、適切に推進していく。加えて、民間
- 191 企業・団体を中心に組織的な外来種対策への関与を促すため、技術的指針の発信等必要な働き
- 192 かけを行う。また、組織内の専門人材配備を強化の上、各主体や地域の実情を踏まえた相談等
- 193 対応を可能とするとともに、専門人材に不足する地方公共団体等への支援として専門人材の協
- 194 力要請強化と適切な共有、派遣を進める。さらに、分布情報や防除手法等に係る情報整備及び
- 195 一元発信も継続的に行う。
- 196 ・地方公共団体も、国の施策に準じて、その対策方針を、適切に関係主体へ共有するとともに、
- 197 地域の自然的社会的条件に応じた普及啓発を実施する。とりわけ、組織内での人材配備、組織
- 198 外の専門人材との連携強化は喫緊の課題。また、民間企業・団体等防除を実施する主体を中心
- 199 に、防除活動への積極的な参画要請を行うとともに、研修等により人材を育成する。

- 200 ・国民は、国、地方公共団体、教育機関、メディア等からの情報により、外来種の脅威と防除の
201 必要性、外来生物法の内容等を体系的に理解する。個々にそのおかれた状況から外来種との関
202 係性を認識した上で、外来種による被害軽減に向けて何ができるかを考えていく。また、関係
203 主体が実施する講習会等の機会を積極的に活用し、対策への理解を深化させる。得られた知見
204 を基に地方公共団体や民間企業・団体等が行う防除活動に対して、人材、資金面での適切な支
205 援実施を試みる。
- 206 ・民間企業・団体は、国や地方公共団体等が公表している情報を踏まえ個々に対策に取り組み、
207 その状況等を外部に発信する。とりわけ外来種を管理している、管理はしないが日常的に接触
208 する可能性のある団体においては積極的に、関係主体を巻き込みつつ、当該行動を取るが、そ
209 うでない団体（社有地等に自然生態系を有する企業等）においても環境保全に向けた取組の一
210 環としての外来種対策に係る方針及び結果等を適切に公表・発信し、組織価値の向上に努める
211 ことが望ましい。これら行動に機関間で連携して着手し、業界における外来種対策に係るガイ
212 ドラインを作成する等、業界全体で外来種対策に取り組む動きを形成していく。
- 213 ・研究機関は、集積・蓄積した科学的知見の発信を継続的に行う。とりわけ、学術団体等が整理
214 した対策に係るガイドライン等について更なる浸透を図り、広く主体に対して積極活用を推進
215 する。また専門人材として、国、地方公共団体、企業・団体等の施策や取組に積極的に協力す
216 る。
- 217 ・展示施設は、国民への普及啓発を担う機関として、外来種に関する科学的知見や地域の実情、
218 外来種との適切な関わり方等について積極的に発信する。また、地域における専門人材とし
219 て、国、地方公共団体、企業・団体等の施策や取組に積極的に協力する。
- 220 ・学校は、次世代を担う児童・生徒に外来種に係る正しい知識を体系的に伝える。高等教育機関
221 においては専門人材の育成に向けた教育の機会提供を推進し、育成事例の蓄積を試みる。研究
222 人材・教育人材の育成やリカレント教育の受入れ、教育ツールの確保等も重要である。
- 223 ・メディアは、外来種問題や対策の必要性、外来種に係る知見や対策事例等について適切に発信
224 し、広く国民の対策への参画を呼びかける。

225 4. 基盤行動：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進

- 226 ・効果的な外来種対策の実施にあたっては、個々の外来種に係る分布や被害状況等に関する情
227 報、対策に係る最新の科学的知見等に基づく必要があるという認識のもと、国及び都道府県等
228 の行政機関、展示施設及び学校等の教育・研究機関を中心として、情報整理及び提供、調査研
229 究等を更に推進していく。
- 230 ・とりわけ定着初期の外来種については、その分布、被害等状況の早期把握が肝要であることか
231 ら、多くの主体によるそれら情報の提供及びそのための関係主体間での確実かつ適切な情報共
232 有体制の構築が望まれる。
- 233 ・広く国民による情報提供機会の構築に向けては、種の同定の能力強化が鍵となることから、分
234 類や種特性に係る情報提供や、同定支援の体制構築も推進する。
- 235 ・行政機関は、国・地方間、国の機関間で積極的にオンタイムでの情報共有を図る。
- 236 ・外来種対策に係る技術の向上に向けては、研究機関及び民間企業・団体による研究開発及び防
237 除実施主体による技術実証等が断続的に行われる必要がある。後者の結果については、防除事
238 業全体としての在り方を含めて適切に評価され、その結果が関係主体に広く共有され、次なる
239 技術開発や事業実施に反映されることが望ましい。
- 240 ・とりわけ定着予防外来種による被害の未然防止及び初期対応のための技術開発の強化を、関係
241 主体で連携の上、図っていく。外来種対策に係る評価方法に関しても同様。
- 242 ・緊急対策外来種については既存技術の共有及び更なる防除技術の向上を、重点対策外来種につ
243 いては防除技術の新規開発を、その他の総合対策外来種については防除の実施の検討に必要な
244 基礎的な情報の収集を試みる。

245

246 【あるべき姿】

- 247 ・主要な外来種について分布及び対策等の情報を管理・公開する情報基盤が確立されている。
- 248 ・定着予防外来種の初期対応に係る技術、緊急対策外来種に係る防除技術を向上させるとともに
249 重点対策外来種に係る防除技術の確立に努めている。

250

251 【主な行動主体及びその行動】

- 252 ・国は、外来種の生態学的情報、分布等に係る、国内外の情報を収集し、分かりやすく公表す
253 る。特定外来生物を中心に種自体の特性、同定ポイント、防除手法等も適切に整理し、関係主
254 体と共有する。更に都道府県等による戦略作成や防除実施に係る事例に関して積極的な横展開
255 を図る。また、研究機関等における技術開発を支援する。
- 256 ・地方公共団体も、国に準じて外来種に係る分布等の情報を収集及び公開する。また、国での情
257 報一元化及び研究機関等における技術開発等に積極的に協力する。NORNAC（自然系調査研究機
258 関連絡会議）等の枠組を活用し、相互の情報共有及び連携を深める。
- 259 ・民間企業のうち外来種防除に係る企業は、引き続き事業活動を通じて技術開発を行うととも
260 に、開発した技術を各主体が活用できるように情報や技術等の提供に務める。
- 261 ・研究機関は、引き続き外来種の分類、生態等に係る基礎的な研究に加え、防除に係る技術開発
262 及び実用化に取り組む。外来種対策に係るあらゆる段階における技術向上が望まれるが、とり

263 わけ定着予防外来種、緊急対策外来種及び重点対策外来種の防除技術の新規開発及び改良を推
264 進する。

265 ・地方公共団体及び民間企業・団体等の防除実施主体は、その活動を通じて得た外来種の分布情
266 報及び防除結果等を行政機関や研究機関に積極的に共有する。外来種との接触機会を持つ国民
267 も同様である。

268 ・展示施設は、外来種に関する科学的知見の収集を行うほか、防除手法の検討に係る研究への協
269 力や種の同定等の専門的な助言を、各機関の特色を活かして効果的に行う。

270 **5. 基盤行動：国際貢献、国際連携等**

- 271 ・国際動向や事情に応じ、随時、国内における対策に適切に生かす。
- 272 ・とりわけ定着予防外来種の国内侵入・定着予防に向けては、海外における分布及び被害状況等
- 273 情報を適切に把握し、海外からの導入を防ぐことが肝要であり、国及び民間企業・団体等によ
- 274 る国際的な連携を通じた国内外での情報収集及び対策実行に努める。
- 275 ・その他の定着予防外来種及び緊急対策外来種を中心に国内での防除経験等を海外に共有する。
- 276 ・国内では被害を及ぼさない生物であっても、諸外国において被害をもたらす可能性があること
- 277 を踏まえ、国際的に注意喚起されている種を始めとして、むやみに国内の生物を持ち出さない
- 278 ことも重要である。

279

280 **【あるべき姿】**

- 281 ・世界的、隣国、地域別に協力体制が確立している。
- 282 ・ヒアリを始めとした定着予防外来種について、物品輸送時の対策や侵入時の防除に係る技術等
- 283 が国際的に共有されている。

284

285 **【主な行動主体及びその行動】**

- 286 ・国は、CBD、CITES、OIE、IPPC、バラスト水規制管理条約といった既存の国際枠組やそれらの
- 287 決定事項を踏まえた対策を適切に実行に移すとともに、G7 各国、日中韓、ASEAN 各国と外来種
- 288 対策に関する積極的な対話を進める。対話において得られた情報、方針等は国内施策に早急か
- 289 つ適切に生かしつつ、国内での対策事例の諸外国への共有も積極的に行っていくことで、昆
- 290 明・モンリオール生物多様性枠組ターゲット 6 の達成に貢献する。とりわけ定着予防外来種
- 291 に関して、物品輸送等に関連する主体の国内外の連携強化に向けた舵取り役を担う。
- 292 ・貿易等に係る民間企業・団体等は、自らの国内外のネットワークを生かし、定着予防外来種に
- 293 係る対策技術を装備し、それらの種の国内侵入及び定着予防に貢献する。
- 294 ・国民及び民間企業・団体等は、国内の生物のうち諸外国において被害をもたらす可能性がある
- 295 種を意図的、非意図的に持ち出さないように注意する。

296 **6. その他：新たな課題に対する行動（寄生生物・感染症対策）**

297 ・外来種を宿主とする寄生生物や病原体が、国民の身体・生命や国内の自然生態系等に影響を及
298 ぼすことも鑑み、ワンヘルス・アプローチ（人間の健康、動物の健康、環境の健全性はどれが
299 欠けても成立せずこれらの達成に統合的に取り組むことを提案）に係る最新の国際事情や科学
300 的知見を踏まえつつ、感染症法等の関係法令で担保されていない国外由来の寄生生物や病原体
301 を中心に侵入・拡散及び被害の未然防止を図る。

302

303 **【あるべき姿】**

304 ・外来種に随伴する感染症や寄生生物に関して正しい認識共有ができており、実害が発生してい
305 ない。

306

307 **【主な行動主体及びその行動】**

308 ・全ての主体は、野生動物や家畜・ペットの健康や健全な自然環境と人の健康は一体であると認
309 識する。

310 ・国は、外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して、国内外からの情報収集や注意
311 喚起を行い、適宜対策を進める。